

而曳之、自午刻至申斜、然而此所之爲體唐船非可出入之海浦之間不能浮出、仍還御、彼船徒朽損于砂頭云云。

〔看聞日記〕永享四年七月廿三日番匠彌六令船一艘作、是入江殿今御所爲御憑御用之由奉之間造進、

〔慶長見聞集九〕唐船作らしめ給ふ事

見しは昔、慶長年中、家康公、唐船を作らしめ給ひ、淺草川の入江につながせ給ふ、かゝる大舟をつくり、海にうかべる事、汀にては人力も及びがたかるべし、いかやうなる手だて有て出るや、さらにおよばず、略中、先年作らしめ給ふ淺草川の唐舟は、伊豆の國伊東といふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐舟作るべき地形なりとて、其濱の砂の上に柱を立きだいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀上、敷臺の柱を少づゝさげ、堀の中に舟をおき、此舟海中へうかべる時に至て、河尻をせきとめ、其河水を舟のある堀へながし入水のちからをもて海中へをし出す、此たくみを昔鎌倉の人は玄らざるにや、

〔地方落穂集八〕海船川船打替の事

一支配村方にある川船、海船等古くなり打替致し度旨、村方より願出候節は右の船、何年以前に打立候哉、年并に船破損の次第を委しく吟味の上、尙又見分吟味として手代差出し、いよ／＼相違無之に於ては、船方役所へ願書差出させ、尤も船主并に大工、其村々の名主印形相揃へ、右願書の奥へ、右の通り吟味致し、相違無之候間、船出來致し候はゞ、御極印下されべく旨、奥書致し、代官印形にて船方役所へ差出す、若し代官御用にて不在のときは、右の趣を以て、元べ手代印形致し渡し遣すなり、